

要 望 書

全国市議会議長会は、平成21年度地方税財政対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成20年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 藤 田 博 之
(広島市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 小 川 裕 己
(宇部市議会議長)

1. 地方交付税の増額と機能の強化について

現下の地方財政は、少子高齢化の進行により社会保障費が増嵩する一方で、これまで分権の趣旨とは無関係に地方交付税の大幅な削減がなされてきた結果、地域間格差が拡大するとともに、未曾有の財政危機に直面している。

一方、世界的金融危機等による景気の後退により、国税・地方税とも大幅な税収減が見込まれ、地方財政を取り巻く状況はさらに厳しさを増してきている。

こうした中、市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供を確保し、地域間格差を是正するには、地方の固有財源である地方交付税の増額とその機能の強化が急務である。

また、政府が実施する経済対策を迅速かつ効果的に実施するためには、地方負担に対する補填などによる確実な地方財政措置が不可欠である。

よって、国におかれては、地方の自立した行財政運営を可能とするため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 税収の減少等に対する確実な財政措置

景気の後退及び今般の「生活対策」の実施によって生ずる地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等については、的確な財政措置を講ずること。

2. 地方交付税の増額

社会保障関係費が増大し続ける中、住民生活が守られ

るよう、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映し、地方交付税を増額すること。

また、地方財源不足に対する補填については、法定率の引き上げで対応するとともに、「頑張る地方応援プログラム」の財源については、地方交付税本来の機能を損なわないよう別途確保すること。

3. 財源保障機能及び財政調整機能の強化

地域間の財政力格差を是正し、人々の暮らしを支える公共サービスを提供するため、地方交付税本来の機能である財源保障機能及び財政調整機能を強化すること。

4. 地方交付税の算定等を通じた確実な財源措置

地域間格差が拡大する中、財政力の弱い地方自治体の安定的な財政運営を確保するため、地方交付税の算定方法の見直しなど、適切な対応策を講ずること。

また、景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行すること。

5. 「地方共有税」の導入

国の一般会計に計上されている地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

6. 地方交付税・地方財政計画の透明化等

地方交付税の簡素・透明化を図り、各地方自治体の地方交付税見積額及び単位費用の積算根拠等について早期に

具体的な情報を提供すること。

また、地方財政計画に関する情報について、早期の情報提供と計画策定過程の透明化を進め、地方の意見を反映する仕組みの具体化を図ること。

7. 「中期地方財政ビジョン」の策定

地方自治体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方六団体の参画を得て「中期地方財政ビジョン」を早急に策定すること。

2. 都市税源等の充実強化について

地方の再生と地域の活性化を図るためには、地方税をはじめとする一般財源の充実確保を図るとともに、地方が担う事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直し、地域偏在性の少ない地方税体系の構築を図ることが重要である。

よって、国におかれては、平成21年度の税制改正にあたり、地方分権時代に相応しい地方税財源の充実強化を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とし、国税からの税源移譲により地方税の充実強化を図ること。

その際、地方消費税の充実など偏在性が少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

2. 地方道路整備財源の充実強化

道路特定財源の一般財源化にあたっては、現在、地方に対し道路整備財源として措置されている暫定税率分を含めた地方税、譲与税、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金の財源総額3.4兆円を全額保障するとともに、大幅に遅れている地方の道路整備の状況に鑑み、地方道路整備財源の充実強化を図ること。

3. 特別減税の実施に対する補填措置について

「安心実現のための緊急総合対策」において示された特別減税の実施にあたっては、個人住民税の減収分については全額国の責任において補填すること。

4. 都市税源の充実強化

(1) 個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であることを踏まえ、均等割の引き上げを図ること。

なお、個人住民税については、所得税と同様の現年課税方式とすること。

(2) 市町村における基幹税目である固定資産税については、引き続き税収の安定的確保を図ること。

特に、償却資産の現行の評価方法を堅持するとともに、商業地等にかかる固定資産税の負担水準の現行上限70%は堅持すること。

(3) 法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。

(4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

(6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

5. 基地交付金・調整交付金の所要額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ交付されていることに鑑み、所要額を確保すること。

6. 政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

- (1) 政令指定都市については、地方分権改革を一層推進するためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。
- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管にあたっては、所要全額を都道府県からの税源移譲により措置すること。

7. 環境税の地方税としての導入

環境税を導入する場合は、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けること。

8. 非課税等特別措置の整理縮小等

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及

び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

9. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

10. 非居住者等の受け取る地方公営企業等金融機構が発行する振替債の利子に係る非課税制度の創設

地方公営企業等金融機構の発行する債券の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

11. 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

3. 道路整備財源の確保について

道路特定財源に関しては、5月13日の閣議において「平成21年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また必要と判断される道路は着実に整備する。」との決定がなされた。

さらに、10月30日に政府から発表された「生活対策」においては、「道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る」とされている。

地方にとって道路は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠なものであり、住民からの要望も強いものがあるが、地方の道路整備は大幅に遅れている状況にある。

各都市は道路整備予算の多くを一般財源と借入金で賄っており、危機的な財政状況の中で道路整備財源の充実強化が必要である。

よって、国におかれては、道路特定財源の一般財源化にあたり下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方道路整備財源の充実強化

道路特定財源の一般財源化にあたっては、現在、地方に対し道路整備財源として措置されている暫定税率分を含めた地方税、譲与税、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金の財源総額3.4兆円を全額保障するとともに、

大幅に遅れている地方の道路整備の状況に鑑み、地方道路整備財源の充実強化を図ること。

2. 一般財源化に際しての1兆円の別枠措置

「生活対策」において、「道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る」こととされているが、この1兆円については、これまで地方向けとされてきた地方道路整備財源総額3.4兆円の別枠として措置すること。

4. 地方債資金の所要額の確保等について

地方交付税の大幅な削減や累次の歳出削減により、多くの地方自治体にとって財源の確保が年々厳しくなっているなか、地域の実情に応じた生活関連施設等の社会資本整備や個性豊かで活力ある地域づくりを計画的に推進するためには、安定した資金である地方債の所要額を確保することが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方債資金の所要額の確保

地域住民の生活に直結した社会資本等の整備を計画的に推進するため、廃棄物処理施設や社会福祉施設等の施設整備に係る地方債資金の所要額を確保すること。

また、地域の自立や活性化に資する地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2. 公債費負担対策の拡充

過去に高金利で借り入れた政府資金及び公営企業金融公庫資金については、一定の条件の下、平成19年度より補償金なしの繰上償還等が認められているが、地方自治体の公債費負担の更なる軽減を図るため、繰上償還又は低金利の借換えについて特段の要件緩和措置を講ずるとともに、高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置の拡充を図ること。

3. 財産処分に係る繰上償還、国庫補助金の返還の免除

財政健全化に対する取組が積極的に行われていると同時に財政健全化が急務であると認められる団体に対しては、財産の処分行為をした場合でも従前どおりの定期償還を確実にを行うことを条件として、地方債の繰上償還、国庫補助金の返還を免除すること。

4. 合併特例債制度の拡充

合併特例債は、市町村合併後のまちづくりを進める上で、必要不可欠な財源であるため、引き続き所要額を確保するとともに、合併市町村全域における公共施設の整備財源として弾力的な活用ができるよう、適切な措置を講ずるとともに元利償還金の普通交付税の算入率の引き上げなど、制度の拡充を図ること。

5. 地方債の貸付条件の改善

地方債の発行にあたっては、対象事業の拡大や充当率の引き上げ、償還期限の延長等、貸付条件の改善を図ること。

5. 地方公営企業の経営健全化等について

地方公営企業は、地域住民の生活の安定と福祉の向上に大きな役割を果たしているが、多様化する地域住民のニーズや環境問題、さらには規制緩和等の諸問題に対処しなければならず、その経営は極めて厳しい状況にある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 公営企業繰出金の所要額確保等

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2. 地方公営企業に対する財政措置の充実強化

厳しい経営状況にある公営交通事業及び自治体病院事業の経営基盤強化を図るため、各地域に応じた適切かつ十分な財政措置の充実強化を図ること。

また、地域住民の日常生活に密接に関連する上・下水道事業の施設整備に対する財政措置の充実強化を図ること。

6. 国庫補助負担金の整理合理化について

地方分権改革を確実なものにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、国の関与が大きい国庫補助負担金の整理合理化を図り、地方自治体が真に必要な分野に限定すべきである。

特に、地方自治体の事務事業として、同化・定着・定型化しているものに係る国庫補助金及び零細補助金等については、速やかに一般財源化するとともに、地方自治体の自主的な対応に委ねることが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 国庫補助負担金の削減

国庫補助負担金の削減にあたっては、財政面における地方の自由度を高めるため、補助負担率を引き下げるのではなく、あくまで国庫補助負担金そのものを廃止し、一般財源化を図ること。

2. 国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課するものであり、極めて不合理であるため、早急に廃止すること。

3. 地方の自由度・裁量権の拡大

国庫補助負担金の改革と併せて、地方の自由度・裁量権が大幅に拡大するよう、国による地方への関与・規制の撤廃に取り組むこと。

4. 同化・定着・定型化している国庫補助金及び零細補助金の一般財源化

地方自治体の自主的な対応に委ねることが適当な分野に係る国庫補助金及び零細補助金については、国と地方の役割分担や費用負担のあり方等を十分検討した上で、速やかに地方へ一般財源化すること。